

健保ニュース

イマジカ健康保険組合

組合財政の安定化と円滑な事業運営のため 4年連続の保険料率引き上げ

健保組合の厳しい財政状況にご理解とご協力をお願いいたします。

平成24年度の予算と事業計画が、2月15日(水)に開催された組合会で承認されました。平成24年度の高齢者医療制度への納付金は、前年度比3.8億円増加の7.4億円が見込まれ、事業主・被保険者の皆さまから納めていただいた保険料の49.9%を拠出します。納付金は、国から示された金額を納めるしくみになっているため、健保組合の努力が及ぶところではありません。高齢化が進む近年では、現行制度の抜本的な改正がない限り、今後も健保財政にとって重い負担であり続けます。

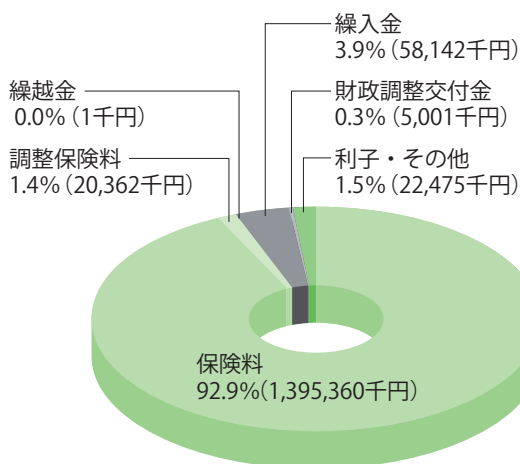
また、皆さまの医療費である保険給付費も増加傾向ですが、こちらは今後の取り組みによっては改善できる可能性もあります。当健康保険組合では、厳しいながらも一定水準以上の保険事業を確保していますので、皆さまにおかれましては、ぜひ保険事業をご活用いただき、将来の医療費削減にご協力いただきますようお願いいたします。

◆健康保険料率は98 / 1,000に引き上げ、介護保険料率は12 / 1,000に引き上げ

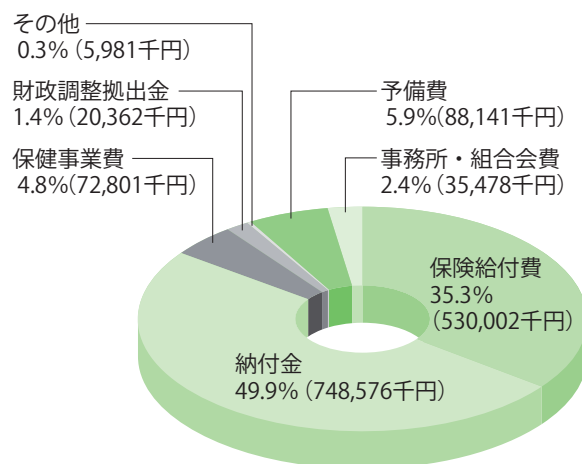
		平成24年2月分保険料まで	平成24年3月分保険料から
健康保険料率		68 / 1,000 (本人 34 / 1,000)	98 / 1,000 (本人 49 / 1,000)
介護保険料率		9.6 / 1,000 (本人 4.8 / 1,000)	12 / 1,000 (本人 6 / 1,000)
計	40歳以上	77.6 / 1,000 (本人 38.8 / 1,000)	110 / 1,000 (本人 55 / 1,000)
	40歳未満	68 / 1,000 (本人 34 / 1,000)	98 / 1,000 (本人 49 / 1,000)

◆収支の概要(一般勘定)

収入 合計 1,501,341千円



支出 合計 1,501,341千円



平成24年4月1日から

外来診療の高額療養費が立替不要に！

4月から入院療養に加え、外来診療の高額療養費も現物給付化(立替不要)されました*。事前に健保組合に申請して「自己負担限度額適用認定証」(以下「認定証」)の交付を受け、医療機関等の窓口に提示することで、自己負担限度額を超えた分の支払いが不要になります。あらかじめ用意する現金が少なくて済むため、被保険者の経済的負担が軽くなります。

*保険薬局、指定訪問看護にかかる負担も現物給付化の対象になりました。

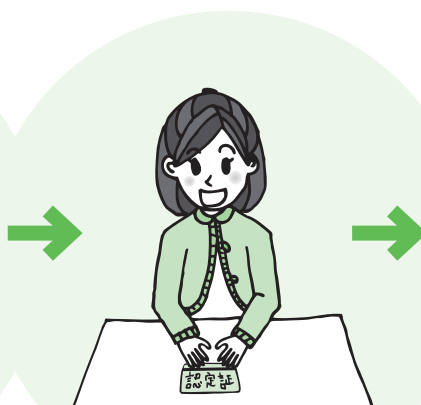
手続きの流れ

イマジカ健保で

① 事前に「認定証」の申請



② 「認定証」の交付



病院・薬局などで

③ 保険証とともに「認定証」を提示
窓口での支払いが
自己負担限度額内に

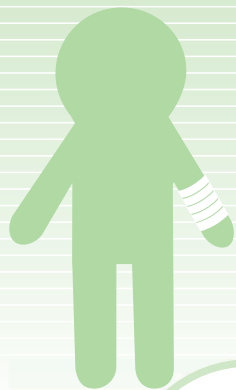


高額療養費の自己負担限度額は、被保険者の年齢や所得区分によって異なります。70歳未満の人では、1カ月の自己負担限度額は以下の表のとおりです。

◎自己負担限度額(70歳未満)

上位所得者 (標準報酬月額53万円以上)	150,000円+(総医療費-500,000円)×1% [83,400円]*
一般所得者	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% [44,400円]*
低所得者 (住民税非課税)	35,400円 [24,600円]*

* []内の金額は多数該当(1年間に3回以上高額療養費の支給を受けたときの4回目以降)の場合



整骨院・接骨院では 条件を満たさないと 健康保険は使えません



健康保険が使えるのは 次の場合だけ！

- ① けがによる打撲・ねんざ・挫傷（肉離れなど）など（出血を伴う外傷は除く）
- ② 骨折・不全骨折（ひび）・脱臼の応急手当（継続してかかる場合は医師の診察と同意が必要）



こんな場合は 健康保険の対象外！

- ① 慢性的な疲れ・肩こり
- ② スポーツによる筋肉疲労・筋肉痛
- ③ 脳疾患後遺症などの慢性病
- ④ 病気からくる痛み（神経痛・リウマチ・関節炎など）
- ⑤ 加齢による腰痛・五十肩の痛み
- ⑥ 漠然とした施術（あんま・マッサージ代わりの利用など）
- ⑦ 交通事故
- ⑧ 業務上の負傷



整骨院・接骨院で 健康保険を使うときは**チェック！**

- ☐ 負傷の原因は正確に伝える
- ☐ 医療機関との重複・並行受診はしない
- ☐ 長期間かかる場合は医師の診察を受ける
- ☐ 領収書は必ず受け取る
- ☐ 提出する書類は白紙で署名しない

「保険取り扱い」と 看板に書いてあっても…

整骨院・接骨院の看板に「保険取り扱い」とあるのは、「健康保険が使える負傷のみ保険適用になります」という意味です。「保険がききますよ」と説明されて施術を受けたとしても、内容が健康保険適用外であれば、あとで請求されることもありますのでご注意ください。

健保組合は、 皆さんの健康増進をバックアップします!!

イマジカ健康保険組合では、今年度も疾病予防や健康の保持増進のための幅広い事業を行います。ふるってご活用ください。

◆主な事業を紹介します。詳しくはホームページをご覧ください。

項 目	対象者	内 容	自己負担額
健康診断	本人(全員)	必ず受診してください。29歳以下は定期健康診断(または一般健診)を、30歳以上は生活習慣病健診を受診してください。	0円
短期人間ドック	本人・家族(希望者)	受診年齢は40歳以上、かつ資格取得後6カ月が経過した方です。事前に申請して許可を得ていない場合は、全額本人負担となります。	5,000円
主婦健診	主婦(全員)	全国に健診会場を設置して行います。各家庭には受診案内を郵送します。	0円
大腸がん健診	本人・配偶者(希望者)	急増している大腸がんの郵便検診方式。各事業所にチラシでご案内します。	0円
単独婦人科健診	本人・家族(希望者)	単独で婦人科健診を行っているクリニック等を活用した乳がん・子宮がん健診の費用を12,000円まで補助します。40歳以上の方が対象。事前に申請して許可を得ていない場合は、全額本人負担となります。	1人12,000円を超えた部分
インフルエンザ予防接種	本人・家族(希望者)	平成24年11月1日からの接種について、1人1,500円を補助。予算の関係で1,000人までの適応となります(事前申請方式)。	1人1,500円を超えた部分
ラフォーレ倶楽部	本人・家族(希望者)	今年度も継続実施。会員名「総合会員」、会員番号「50318」。たまには高原リゾートで贅沢な休日をも！ゴルフも、福利厚生サービスも好評です。	会員料金
コナミスポーツクラブ	本人・家族(希望者)	コナミを身近に楽しんでもらうために、1回500円(月4回まで)を補助します。レジで自動計算されるので便利です。お近くのコナミで会員証を作りご利用ください(カード保険証と印かん持参)。	会員料金

医療費節約のコツ 病院へ行く時間を気にかけてよう!

病院で診療を受けるときの割増料金は、休日や深夜以外でも発生することがあります。最近では診療時間を延長したり、土曜日の午後も診てくれたりする病院^{*1}が増えていますが、その場合にも割増料金はかかっている所以要注意です。

◆実際に診療を受けた時間とその割増^{*2}(初診の場合)

表示されている診療時間		6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
平日 例 9～12時、 14～20時	深夜加算 +4,800円	時間外加算 +850円			割増なし			時間外 加算 +850円	割増なし			夜間・早朝 等加算 +500円			時間外 加算 +850円	深夜加算 +4,800円		
土曜 例 9～14時		時間外加算 +850円			割増なし			夜間・早朝 等加算 +500円			時間外加算 +850円							

*1 必要な届出をした病床数が0～19床以下の医療機関

*2 義務教育修学後～69歳では、上記金額の3割を窓口負担